



食安発第0622001号
21消安第2149号
21水漁第159号
平成21年6月22日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成19年2月28日付け食安発第0228001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、18消安第13387号農林水産省消費・安全局長通知、18水漁第2608号水産庁長官通知。以下「旧通知」という。)によりロシア向け輸出水産食品に関する証明書の発行等を行っているところであるが、今般ロシアとの協議の結果、別紙のとおり取扱要領を改正し、平成21年7月1日付で施行することとしたので、通知する。

また、旧通知により既に登録されている施設は、本通知施行後も引き続き本通知に基づく登録施設として取り扱うこととする。

なお、旧通知は平成21年6月30日をもって廃止する。

ロシア向け輸出水産食品の取扱要領

1. 趣旨

本要領は、我が国からロシアに輸出される水産食品の証明書の発行について、証明書発行機関及び魚病検査機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ロシア向け輸出水産食品：我が国からロシアに輸出される別添1に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 登録施設：ロシア向け輸出水産食品を最終加工する施設若しくは最終保管する施設又はロシア向け輸出水産動物を養殖している施設であって、本要領に基づき登録された施設
- (3) 監視安全課：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
- (4) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (5) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (6) 証明書：ロシア向け輸出水産食品のための動物・食品衛生証明書
- (7) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：施設登録者の製品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の手続に従い厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関
- (10) 魚病検査機関：別添3の手続に従い農林水産省消費・安全局長により認定された魚病に係る検査機関

3. 輸出手続の概要

(1) 施設の登録

ロシア向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては、最終保管）する者（本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。）は、4.(1)のいずれかに適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あてに登録確認申請を行う。証明書発行機関は当該申請が登録施設の要件に適合することを確認（必要に応じて監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が当該確認を行う。）した上で、登録申請

書を加工流通課に送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が登録を行う。

(2) 証明書の発行手続

輸出者は、登録施設のロシア向け輸出水産食品について、6.(2)の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あてに証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合には、輸出者に対して証明書を発行する。

4 . 施設の登録

(1) 登録施設の要件

登録施設の要件は次のいずれかに該当する施設とする。

食品衛生法第52条に基づく営業許可を有する施設

条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

「対中国輸出水産食品の取扱いについて」に基づく登録施設

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設又は登録施設

「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設

登録時より2年前から持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第2条第2項の特定疾病(以下「特定疾病」という。)が発生していない養殖漁場

(2) 登録施設の登録確認手続

登録施設の申請は、ロシア向け輸出水産食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する者が、別紙様式1により証明書発行機関あて登録確認申請を行う。

登録確認申請を受理した証明書発行機関は(1)の登録施設の要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、及びについては営業許可証又は届出書の写し等、からについては厚生労働省又は農林水産省のホームページにより、については畜水産安全管理課に確認し、問題がない施設については証明書発行機関が登録確認番号を付して、加工流通課に別紙様式2にて登録申請を行う。

なお、「登録確認番号」は、施設ごとにRUに続けて、上2桁は証明書発行機関認定番号、2桁目以降に登録確認施設の番号を0001から付すこと(例:RU 0001)。また、登録確認施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場合にはCS(Cold Storage facilitiesを意味するもの)を、養殖施設((1)の)の場合にはAC(Aquaculture facilities)を末尾に付す(例:RU 0001CS)。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。

(3) 登録番号の付与・公表の手続

加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式 2 の登録申請書に基づき、当該施設に登録番号を付与し、監視安全課及び畜水産安全管理課に連絡する。加工流通課が農林水産省のホームページ上で公表することにより、当該施設が登録されたものとする。登録申請者及び証明書発行機関は当該ホームページ上で施設の登録を確認する。

(4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請

施設登録者は、登録事項の変更がある場合に、証明書発行機関に対して別紙様式 3 により登録変更確認の申請を行い、申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式 2 の登録変更申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録変更を行う。

施設登録者は、登録施設の登録を廃止する場合は、別紙様式 4 により証明書発行機関に対して登録施設の廃止確認の申請を行い、申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式 2 の登録廃止申請書を送付し、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録施設の廃止を行う。

登録施設が変更及び廃止された場合は、(3) と同様の手続により、農林水産省のホームページ上で公表する。

(5) 登録の取消し等

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、次のいずれかに該当した場合は、登録施設の取消しを行うことができる。

登録施設が(1) の要件に合致しなくなったことが判明したとき

登録施設が不正な手続により登録を受けたものであることが判明したとき

施設登録者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき

その他相当の理由があると認めるとき

登録の取消しが行われた場合は、(3) と同様の手続により、農林水産省のホームページ上で公表する。

5 . 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則(平成 11 年農林水産省令第 31 号)第 1 条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、6.(1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添 4 の 2 . に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお検査の結果、当該水産動植物が特定

疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

6. 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関あて申請を行う。なお、にあつては申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出するものとする。

インボイスの写し

パッキング・リストの写し

船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し

5.の試験成績書(5.の検査を受けた場合のみ)

食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書(ロシア向け輸出水産食品の主原料が輸入品である場合のみ)

なお、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式6により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行することができない。

(2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件すべてを満たすものに対して行うものとする。

4.(1)のからの規定により登録された登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること(に該当する場合を除く。)

4.(1)のの規定により登録された登録施設で養殖されたものであること(当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上欄に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。)

別添4の1.に規定する検査を行い、別添4の1.(2)に掲げる検査基準を満たしているものであること。

別添4の2.に規定する検査を行い、別添4の2.(3)に掲げる検査基準を満たしているものであること(当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上覧に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。)

関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。

(3) 証明書の発行

(2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつつ別紙様式 7 の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

記載する用語については、基本的に英語記載とすること

「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと

証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと

(4) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課との協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

その他相当の理由があると認められる場合

(5) 報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行について、ロシア政府及び加工流通課長あて報告を行う。

7 . その他

(1) 輸出者自らの衛生管理

輸出者はロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ロシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めるものとする。

(2) 登録施設に対する調査

監視安全課は、畜水産安全管理課及び加工流通課と協力して、登録施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

(3) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は 6 . (1) による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者及び魚病検査機関に対して 6 . (1) に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ロシア向け輸出水産食品が 6 . (2) の要件を

満たすかどうか調査することとする。

(4) ロシア政府との協議

ロシア政府からの違反の連絡等があった場合には、監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課がロシア側と協議の上、適切な措置をとることとする。

ロシア向け輸出水産食品 品目一覧

	HS 番号	品目名	状態
1	0301.91	ます	活
2	0301.92	うなぎ	活
3	0301.93	こい	活
4	0301.94	くろまぐろ	活
5	0301.95	みなみまぐろ	活
6	0301.99	その他魚	活
7	0302.11	ます	生鮮冷蔵
8	0302.12	太平洋さけ、大西洋さけ、ドナウさけ	生鮮冷蔵
9	0302.19	その他さけ科	生鮮冷蔵
10	0302.21	ハリバット	生鮮冷蔵
11	0302.22	ブレイス	生鮮冷蔵
12	0302.23	ソール	生鮮冷蔵
13	0302.29	その他ひらめ、かれい類	生鮮冷蔵
14	0302.31	びんながまぐろ	生鮮冷蔵
15	0302.32	きはだまぐろ	生鮮冷蔵
16	0302.33	かつお	生鮮冷蔵
17	0302.34	めばちまぐろ	生鮮冷蔵
18	0302.35	くろまぐろ	生鮮冷蔵
19	0302.36	みなみまぐろ	生鮮冷蔵
20	0302.39	その他まぐろ	生鮮冷蔵
21	0302.40	にしん	生鮮冷蔵
22	0302.50	コッド	生鮮冷蔵
23	0302.61	いわし	生鮮冷蔵
24	0302.62	ハドック	生鮮冷蔵
25	0302.63	コールフィッシュ	生鮮冷蔵
26	0302.64	さば	生鮮冷蔵
27	0302.65	さめ	生鮮冷蔵
28	0302.66	うなぎ	生鮮冷蔵
29	0302.67	めかじき	生鮮冷蔵
30	0302.68	めろ	生鮮冷蔵
31	0302.69	その他魚	生鮮冷蔵
32	0302.70	肝臓、卵、白子	生鮮冷蔵
33	0303.11	べにざけ	冷凍
34	0303.19	その他太平洋さけ	冷凍
35	0303.21	ます	冷凍
36	0303.22	大西洋さけ、ドナウさけ	冷凍
37	0303.29	その他さけ科	冷凍
38	0303.31	ハリバット	冷凍
39	0303.32	ブレイス	冷凍
40	0303.33	ソール	冷凍
41	0303.39	その他ひらめ、かれい類	冷凍
42	0303.41	びんながまぐろ	冷凍
43	0303.42	きはだまぐろ	冷凍
44	0303.43	かつお	冷凍
45	0303.44	めばちまぐろ	冷凍
46	0303.45	くろまぐろ	冷凍
47	0303.46	みなみまぐろ	冷凍
48	0303.49	その他まぐろ	冷凍
49	0303.51	にしん	冷凍
50	0303.52	コッド	冷凍
51	0303.61	めかじき	冷凍
52	0303.62	めろ	冷凍
53	0303.71	いわし	冷凍
54	0303.72	ハドック	冷凍
55	0303.73	コールフィッシュ	冷凍
56	0303.74	さば	冷凍
57	0303.75	さめ	冷凍
58	0303.76	うなぎ	冷凍
59	0303.77	シーバス	冷凍

60	0303.78	ヘイク	冷凍
61	0303.79	その他魚	冷凍
62	0303.80	肝臓、卵、白子	冷凍
63	0304.11	めかじきフィレ	生鮮冷蔵
64	0304.12	めろフィレ	生鮮冷蔵
65	0304.19	その他魚フィレ	生鮮冷蔵
66	0304.21	めかじきフィレ	冷凍
67	0304.22	めろフィレ	冷凍
68	0304.29	その他魚フィレ	冷凍
69	0304.91	めかじきの魚肉(フィレを除く)	冷凍
70	0304.92	めろの魚肉(フィレを除く)	冷凍
71	0304.99	その他魚肉	冷凍
72	0305.10	魚粉、ミール、ペレット	冷蔵冷凍干
73	0305.20	肝臓、卵、白子	塩干
74	0305.30	魚のフィレ	塩干
75	0305.41	太平洋、大西洋、ドナウさけ	薫
76	0305.42	にしん	薫
77	0305.49	その他魚	薫
78	0305.51	コッド	干
79	0305.59	その他魚	干
80	0305.61	にしん	塩
81	0305.62	コッド	塩
82	0305.63	かたくちいわし	塩
83	0305.69	その他魚	塩
84	0306.11	いせえび	冷凍
85	0306.12	ロブスター	冷凍
86	0306.13	シュリンプ、プローン	冷凍
87	0306.14	かに	冷凍
88	0306.19	その他甲殻類	冷凍
89	0306.21	いせえび	活生鮮冷蔵干
90	0306.22	ロブスター	活生鮮冷蔵干
91	0306.23	シュリンプ、プローン	活生鮮冷蔵干
92	0306.24	かに	活生鮮冷蔵干
93	0306.29	その他甲殻類	活生鮮冷蔵干
94	0307.10	かき	活生鮮冷蔵干薫
95	0307.21	ほたて	活生鮮冷蔵
96	0307.29	ほたて	冷凍塩干薫
97	0307.31	い貝	活生鮮冷蔵
98	0307.39	い貝	冷凍塩干薫
99	0307.41	いか(セピア属、ロリゴ属等)	活生鮮冷蔵
100	0307.49	いか(セピア属、ロリゴ属等)	冷凍塩干薫
101	0307.51	たこ	活生鮮冷蔵
102	0307.59	たこ	冷凍塩干薫
103	0307.60	かたつむりその他巻貝	活生鮮冷蔵冷凍塩干
104	0307.91	その他軟体動物、水棲無脊椎動物	活生鮮冷蔵
105	0307.99	その他軟体動物、水棲無脊椎動物	冷凍塩干等
106	0510.00	アンバーgris 海狸香	
107	1504.10	魚の肝油	
108	1504.20	魚の油脂(肝油以外)	
109	1504.30	海棲哺乳類の油脂	調製品
110	1603.00	魚、甲殻類、軟体類のエキス、ジュース	調製品
111	1604.11	さけ	調製品
112	1604.12	にしん	調製品
113	1604.13	いわし	調製品
114	1604.14	まぐろ・かつお	調製品
115	1604.15	さば	調製品
116	1604.16	かたくちいわし	調製品
117	1604.19	その他全形及び断片上の魚	調製品
118	1604.20	細かく切り刻んだ魚(魚肉ソーセージ・かまぼこ等)	調製品
119	1604.30	キャビア、その代用品	調製品
120	1605.10	かに	調製品
121	1605.20	シュリンプ、プローン	調製品
122	1605.30	ロブスター	調製品
123	1605.40	その他甲殻類	調製品
124	1605.90	その他軟体動物、水棲無脊椎動物	調製品

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査並びにロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関は、(1)に掲げる要件のすべてを備える者であり、(2)の申請書類の提出により、証明書発行機関としての認定を受けることができる。

(1) 証明書発行機関としての要件

ア 証明書発行機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たしているものであること。

法人格を有すること。

食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関であること。

証明書発行業務を行う方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。

証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと。

実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること。

証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること。

イ 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項をすべて満たしているものであること。

株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)でないこと。

役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと。

代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間

に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではないこと。

ウ 証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること。

(2) 提出書類

別紙様式 8 の認定申請書

別に掲げる申請手順に従って、適切に証明書発行を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

ア 定款の写し

イ 組織の概要を示す資料

ウ 組織の財務状況を示す資料

エ 役員の氏名及び略歴

オ 手数料に関する資料

カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成

キ 食品衛生法第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関として登録されていることを示す官報の写し

ク 証明書発行人員、全国的な証明書発行体制、ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料

ケ 過去の輸出検査実績又は輸出証明書発行に関わったことを示す書類

コ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 17 条の 2 に基づき登録認定機関として公示されている場合は、その官報の写し

サ 食品衛生法又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく処分が行われた場合は、その関係書類及び処分期間が経過したことを示す書類

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を下記のあて先に正本を 3 部提出すること

〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03-3502-8111(内線 6610)

03-3501-1961(直通)

FAX 03-3591-6867

3. 認定証の交付

厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は 2. により申請があった場合、2.(1) に掲げる要件を満たしている

かを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせることができるほか、ロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合、申請者に対して別紙様式 9 の認定書を交付する。

4 . 証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施しているか確認する観点から、検査を行うものとする。

(3) 認定の取消し

厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、証明書発行機関について、次のいずれかの場合に該当するときは、当該証明書発行機関の認定の取消し等必要な措置を講ずることができる。

2 .(1) に掲げる認定要件を備えていないと認められる場合

輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書を発行しなかった場合

証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認められる場合

(2) の検査を受けることを拒否した場合

その他相当の理由があると認められる場合

5 . 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式 1 0 によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消しを希望する場合は、別紙様式 1 1 に必要事項を記入の上、2 .(3) のあて先に提出するものとする。

魚病検査機関に関する規程

1. 魚病検査機関の認定の概要

魚病検査機関としての認定は、希望する者の申請に対し、農林水産省消費・安全局による審査を踏まえ、魚病検査機関として適切であると認められる場合に行う。

魚病検査機関は輸出者の申請に基づき、魚病に係る検査を実施するものとする。

2. 魚病検査機関の認定申請

検査機関は、(1)に掲げる要件のすべてを備える者であり、(2)の申請書類の提出により、魚病検査機関として業務が実行できる旨の認定を受けることができる。

(1) 魚病検査機関としての要件

ア 魚病検査機関として適格である者として、次に掲げる事項を全て満たしているものであること

法人格を有すること

検査業務を行なう方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること

検査業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと

実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること

検査業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること

イ 検査申請を行なう者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項をすべて満たしているものであること

株式会社である場合にあっては、検査申請を行う者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)でないこと

役員に占める検査申請を行う者の役員又は職員(過去2年間に当該検査申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと

代表権を有する役員が、検査申請を行う者の役員又は職員(過去2年間に当該検査申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではない

こと

ウ 魚病に係る検査を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること

(2) 提出書類

別紙様式 8 の登録申請書

別添 4 の 2 . に掲げる検査手順に従って、適切に検査を実施できる体制を整えていることを示す下記に掲げる資料

ア 定款の写し

イ 組織の概要を示す資料

ウ 組織の財務状況に関する資料

エ 役員の氏名及び略歴

オ 手数料に関する資料

カ 申請者が株式会社の場合は、主要な株主構成

キ 魚病検査にかかる人員及び設備に関する資料

ク 過去の魚病検査についての実績を示す資料

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を下記のとおり先に提出すること

〒 1 0 0 - 8 9 5 0 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室 輸出担当

電話 0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (内線 4 5 3 9)

0 3 - 6 7 4 4 - 2 1 0 5 (直通)

F A X 0 3 - 3 5 0 1 - 2 6 8 5

3 . 認定証の交付

農林水産省消費・安全局長は 2 . に基づいて申請があった場合、2 . (1) の要件を満たしているかを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせ、魚病検査機関として適切であると認められた場合、申請者に対して別紙様式 9 の認定書を交付する。

4 . 魚病検査機関への指導・検査

(1) 指導

畜水産安全管理課は、魚病検査機関に対し、魚病検査業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

畜水産安全管理課は、魚病検査機関に対し、魚病検査業務を適切に実施しているか確認する観点から、検査を行うものとする。

(3) 認定の取消し

農林水産省消費・安全局長は、魚病検査機関について、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該魚病検査機関の認定の取消し等必要な措置を講ずることができる。

2.(1)に掲げる認定要件を備えていないと認められる場合

輸出者からの申請に対し、正当な理由なく魚病検査を実施しなかった場合

検査業務を実施する上で不正行為があったと認められる場合

4.(2)の検査を受けることを拒否した場合

その他相当の理由があると認められる場合

5. 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、魚病検査機関は、別紙様式10によりその旨農林水産省消費・安全局長あてに届け出るものとする。

また、魚病に係る検査機関がその認定の取消しを希望する場合は、別紙様式11に必要事項を記入の上、2.(3)のあて先に提出するものとする。

(別添4)

ロシア向け輸出水産食品の検査手順

1. 全てのロシア向け輸出水産食品に関する検査 (証明書発行機関)

(1) サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記(2)の について、1ロットの梱包数(N)に応じて、以下に示す開梱数(n)を目安とする。

1ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
N 150	3
150 < N 1200	5
N > 1200	8

1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数(n)は1とする。

(2) 検査基準

官能検査

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面に寄生虫が付いていないこと(冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。

標章の貼付

ロシア向け輸出水産食品の梱包等が開封できないように標章が記載されたシールが梱包等に貼付されており、標章には次のことが記載されていること。ま

た、標章の記載には、英語を含めること。

ア．登録施設の登録番号、名称及び住所

イ．製造（加工）日

ウ．保管温度

エ．保存期間（消費期限又は賞味期限を記載すること）

オ．重量（ネットウェイトを記載すること）

2．ロシア向け養殖水産動物に関する検査（魚病検査機関）

（1）特定疾病発生の確認

申請に係る登録施設において特定疾病の発生報告がないことを畜水産安全管理課に確認の上、検査を実施する。

（2）サンプリング

輸出する養殖水産動植物申請に係る水産動植物が飼育されていた養殖漁場から30尾以上をサンプリングし、持ち込み検査を実施する。

（3）検査基準

検査対象となるそれぞれの疾病ごとに、「特定疾病等対策ガイドライン（平成17年10月21日消安第7497号消費・安全局長通知）」の病性鑑定指針に掲げられた臨床検査及び診断法にて検査を行った結果、陰性であること。その際、1検体に使用できる尾数は、5尾を上限とする。

(別紙様式1)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録確認申請書

下記の施設について、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称及び所在地

(日本語)

(英語)

2. 施設の種類(加工施設、保管施設あるいは養殖施設のいずれかを記載すること。)

3. 施設の情報

	該当施設 1	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 2		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 2		
対中国輸出水産食品に係る登録施設		
対EU輸出水産食品に係る認定又は登録施設		
対米輸出水産食品に係る認定施設		
特定疾病が発生していない養殖施設 3		

- 1 登録申請施設が該当するものに をつけること
 - 2 許可証等の写しを添付すること
 - 3 養殖施設の概要を示す資料を添付すること
- 4 . 輸入者（荷受人：ロシア側の輸入者）の名前
- 1 英語で記載すること
 - 2 未定の場合は、「未定」と記載することし、判明次第、別紙様式 3 により登録変更確認の申請を行うこと
- 5 . 施設の連絡先（メールアドレス（ない場合は FAX 番号）を記載すること。）

(別紙様式2)
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関
住所
氏名

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録(変更又は廃止)申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録(変更又は廃止)申請します。

記

(登録の場合)

登録確認番号 (Identification No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)
輸入者名 (Name of Importer)		

(変更の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	変更箇所 (Part of change)

(廃止の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録事項の変更確認申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 変更事項
(日本語)
(英語)
3. 輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前

(別紙様式4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品登録施設の廃止確認申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書の発行を申請したく、下記輸出水産食品に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貿易情報

輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前及び住所

輸送方法(コンテナの番号、航空機の便名、船舶の名称)

経由国

ロシアの通関場所

2. 製品の荷姿、記載事項

製品名

製造年月日

包装形態

数量

ネットウェイト(kg)

保管及び輸送条件

封印番号(コンテナ等の封印番号)

標章

3. 製品の由来

登録施設名（登録番号）及び住所

主原料の原産国、原産都道府県及び海域。主原料が輸入品である場合は、主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号

（誓約事項）

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- （1）上記の記載事項が正しいこと
- （2）関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること
- （3）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること
- （4）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること
- （5）ロシア政府が要求する以下の条件を満たすものであること

ロシア連邦へ輸出される、人の食品に向けられる、生きた、冷蔵された及び冷凍された魚その他の水産物並びにこれらの加工品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること

魚その他の水産物は、動物衛生上の制限下でない施設に由来するものであること

商業用の海産及び淡水産の魚その他の水産物は、日本の国立の又は公的な機関により、寄生虫並びに細菌性及びウイルス性の感染症の存在が日本で用いられている方法で検査されていること

許容できる範囲内の寄生虫が確認される場合は、現在用いられている方法により不活性化されていること

輸出される冷凍された魚その他の水産物は、筋肉中の温度が摂氏マイナス18度を超えないよう保たれ、サルモネラその他の細菌性病原体の混入がなく、伝染性疾患による典型的な変質がなく、官能的な品質劣化がなく、保管中に解凍されたことがなく、着色料及び香料の添加が行われず、電離放射による処理が行われていないこと

獣医学的及び衛生学的検査により、海産及び淡水産の魚その他の水産物並びにその加工品は、人の食品としての消費に適したものとされていること。天然又は人工のエストロゲンその他のホルモン様物質、甲状腺

ホルモン阻害剤、抗生物質、殺虫剤その他の薬剤が含まれていないこと
魚その他の水産物及びその加工品の微生物学、化学・毒物学及び放射線学上の特性は、現行のロシア連邦の獣医学上及び衛生学上の規則と条件に適合していること

製品は、包装に標章が付されていること。標章の付されたラベルは、当該ラベルを毀損することなく包装を開封することが不可能であるよう容器に貼付されること

容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していること

輸送手段は、日本の法令に基づき処理及び準備されていること

(申請書の記載に関する注意事項)

(1) 記入は日本語、英語併記によること

(2) 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと

(3) 「経由国」については、ない場合は「N/A」と記入のこと

(4) 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること

(5) 「主原料の原産国」については、次のように記載すること

ロシア向け輸出水産食品の主原料が、日本領海で漁獲又は養殖された場合及び日本船籍船が日本の排他的経済水域、外国の経済水域又は公海で漁獲を行った場合、「日本産」と記入

ロシア向け輸出水産食品の主原料が、輸入品である場合、当該輸入元国・地域名を「 産」と記入。併せて、「主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号」を可能な限り記載すること

(6) 「原産都道府県及び海域」については、ロシア向け輸出水産食品が「未加工品」の場合はその由来地として漁船の水揚げ港の所在都道府県名を、「加工品」の場合は当該製品の加工を行った登録施設の所在都道府県名を記載すること

(7) 「製造年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、申請書には全て記載すること

(別紙様式6)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 貿易情報

輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所
輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前及び住所
輸送方法(コンテナの番号、航空機の便名、船舶の名称)
経由国
ロシアの通関場所

2. 製品の荷姿、記載事項

製品名
製造年月日
包装形態
数量
ネットウェイト(kg)
保管及び輸送条件
封印番号(コンテナ等の封印番号)
標章

日本からロシア連邦に輸出される食用の魚、その他の水産物及びこれらの加工品のための動物・食品衛生証明書
Ветеринарно-санитарный сертификат на экспортируемые из Японии в Российскую Федерацию пищевую рыбу, морепродукты и готовые изделия из них
Veterinary-Sanitary certificate for fish and seafood (fishery products and products of their processing) intended for human consumption, exported from Japan into the Russian Federation

<p>1.1 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所/ Название и адрес экспортера (грузоотправитель с японской стороны)/Name and address of an Exporter (Consignor):</p>	<p>1.5 証明書番号/Сертификат No./Certificate number:</p>
<p>1.2 輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前及び住所/ Название и адрес импортера (грузополучатель с российской стороны)/Name and address of an Importer (Consignee):</p>	<p>1.6 日本の権限ある機関/Компетентные ведомства Японии/ Competent authority in Japan:</p> <p align="center">農林水産省及び厚生労働省/ Министерство земледелия, лесоводства и рыболовства Министерство здравоохранения, труда и благосостояния/ Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries Ministry of Health, Labour and Welfare</p>
<p>1.3 輸送方法:コンテナの番号、航空機の便名、船舶の名称/ Транспорт: No.контейнера, рейс самолета, название судна /Means of transportation: container-number, flight-number, name of the ship:</p>	<p>1.7 発行機関/Учреждение Японии, выдавшее сертификат/ Organization in Japan, issuing this certificate:</p>
<p>1.4 経由国/Страна транзита/Country of transit:</p>	<p>1.8 ロシア連邦の通関場所/Пункт пересечения границы Российской Федерации/Point of entry of the Russian Federation:</p>
<p>2. 製品の荷姿、記載事項 /Идентификация продукции/Products information :</p>	
<p>2.1 製品名/Наименование продукции/Name of products:</p> <p>_____</p>	
<p>2.2 製造年月日/Дата выработки продукции/Date of production:</p> <p>_____</p>	
<p>2.3 包装形態/Упаковка/Type of packages:</p> <p>_____</p>	
<p>2.4 数量/Количество мест/Number of packages:</p> <p>_____</p>	
<p>2.5 ネットウエイト(kg)/Вес нетто (кг)/Net weight (kg):</p> <p>_____</p>	
<p>2.6 保管及び輸送条件/Условия хранения и перевозки/Conditions of storage and transportation:</p> <p>_____</p>	
<p>2.7 封印番号/Номер пломбы/Number of seals:</p> <p>_____</p>	
<p>2.8 標章/Маркировка/Identification marks:</p> <p>_____</p>	
<p>3. 製品の由来 /Происхождение продукции/Origin of products :</p>	
<p>3.1 日本の権限ある機関により輸出のため登録を受けた企業名(番号)及び住所/Название (регистрационный номер) и адрес предприятия, зарегистрированного для экспорта компетентными органами Японии/Name (registration number) and address of an establishment, approved by the Competent Authority in Japan:</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>3.2 主原料の原産地/Место происхождения основного сырья продукции/Origin of main materials:</p> <p>_____</p>	
<p>3.3 行政単位/Административно-территориальная единица /Administrative-territorial unit</p> <p>_____</p>	

4. 食品の適合性証明 /Свидетельство о пригодности продукции в пищу человеку/Certificate on the fitness of the products for human consumption :	
4.1	<p>ロシア連邦へ輸出される、人の食品に向けられる、生きた、冷蔵された、及び冷凍された魚その他の水産物並びにこれらの加工品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること。</p> <p>Экспортируемые в Российскую Федерацию живая, охлажденная и мороженая рыба, морепродукты и готовые изделия из них, предназначенные в пищу человеку, произведены на предприятиях, имеющих разрешение компетентных органов Японии на поставку пищевой продукции на экспорт и находящиеся под их постоянным контролем.</p> <p>Live, chilled and frozen fish, other seafoods and products of their processing, destined for human consumption and exported into the Russian Federation, were produced in the establishments, which is approved by the Competent authority in Japan for supplying their products for export and operating under its constant supervision.</p>
4.2	<p>魚その他の水産物は、動物衛生上の制限下でない施設に由来するものであること。</p> <p>Рыба и морепродукты происходят с предприятий, на которые не были наложены ограничения по здоровью животных.</p> <p>Fish and other seafoods (fishery products) originate from the establishments which are not placed under animal health restrictions.</p>
4.3	<p>商業用の海産及び淡水産の魚その他の水産物は、日本の国立の又は公的な機関により、寄生虫並びに細菌性及びウイルス性の感染症の存在が日本で用いられている方法で検査されていること。</p> <p>Промысловая морская и пресноводная рыба, а также морепродукты были исследованы государственными/ официальными органами Японии на наличие гельминтов, бактериальных и вирусных инфекций методами, применяемыми в Японии.</p> <p>Sea and freshwater fish and other seafoods (fishery products) for commercial use were examined by national or public organizations in Japan for presence of helminths, bacteriological and viral infections by methods used in Japan.</p>
4.4	<p>許容できる範囲内の寄生虫が確認される場合は、現在用いられている方法により不活性化されていること。</p> <p>При наличии гельминтов в пределах, допустимых нормами, рыба обезврежена существующими методами.</p> <p>If there are some helminths in acceptable limit, the fish is inactivated by the currently used methods.</p>
4.5	<p>輸出される冷凍された魚その他の水産物は、筋肉中の温度が摂氏マイナス18度を超えないよう保たれ、サルモネラその他の細菌性病原体の混入がなく、伝染性疾病による典型的な変質がなく、官能的な品質劣化がなく、保管中に解凍されたことがなく、着色料及び香料の添加が行われず、電離放射による処理が行われていないこと。</p> <p>Экспортируемые мороженая рыба и морепродукты имеют температуру в толще продукта не выше минус 18 градусов Цельсия, не обсеменены сальмонеллами и возбудителями других бактериальных инфекций, не имеют изменений, характерных для заразных болезней, недоброкачественных органолептических показателей, не подвергались дефростации в период хранения, не обрабатывались красящими и пахучими веществами, ионизирующим облучением.</p> <p>Frozen fish and other seafoods (fishery products) exported into the Russian Federation have a temperature of muscle thickness not exceeding minus 18 degrees Celsius; are not contaminated with salmonella or other bacterial disease agents; have no alternations typical for infectious diseases; have no poor organoleptic quality; were not defrosted during the storage period; were not treated by coloring and odouring substances, ionizing.</p>
4.6	<p>獣医学的及び衛生学的検査により、海産及び淡水産の魚その他の水産物並びにその加工品は、人の食品としての消費に適したものとされていること。天然又は人工のエストロゲンその他のホルモン様物質、甲状腺ホルモン阻害剤、抗生物質、殺虫剤その他の薬剤が含まれていないこと。</p> <p>При проведении ветеринарно-санитарной экспертизы морская и пресноводная рыба, морепродукты и готовые изделия из них признаны пригодными для употребления в пищу людям.</p> <p>Они не содержат натуральные или синтетические эстрогенные, гормональные вещества, тиреостатические препараты антибиотики, пестициды, а также лекарственные средства.</p> <p>As a result of veterinary-sanitary inspection, sea-fish, fresh-water fish, other seafoods (fishery products) and ready products are considered fit for human consumption and they do not contain natural or synthetic estrogenic, hormonal substances, thyreostatics, antibiotics, pesticides and other drugs.</p>
4.7	<p>魚その他の水産物及びその加工品の微生物学、化学・毒物学及び放射線学上の特性は、現行のロシア連邦の獣医学上及び衛生学上の規則と条件に適合していること。</p> <p>Микробиологические, химикотоксикологические и радиологические показатели рыбы, морепродуктов и готовых изделий из них соответствуют действующим в Российской Федерации ветеринарным и санитарным правилам и требованиям.</p> <p>Microbiological chemical, toxicological and radiological characteristics of fish, other seafoods (fishery products) and finished products correspond to actual veterinary and sanitary rules and requirements of the Russian Federation.</p>
4.8	<p>製品は、包装に標章が付されていること。標章の付されたラベルは、当該ラベルを毀損することなく包装を開封することが不可能であるように容器に貼付されること。</p> <p>Продукция имеет маркировку на упаковке. Маркированная этикетка наклеена на упаковке таким образом, чтобы вскрытие упаковки было невозможным без нарушения целостности маркировочной этикетки.</p> <p>Products must have official identification mark on package. Stamped label must be placed on package in a way to ensure that opening of package is impossible without breaking the label.</p>
4.9	<p>容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していること。</p> <p>Тара и упаковочный материал соответствуют гигиеническим требованиям, и их качество соответствует законодательству Японии.</p> <p>Containers and packaging materials are hygienically handled and correspond to relevant Japanese laws and regulations.</p>
4.10	<p>輸送手段は、日本の法令に基づき処理及び準備されていること。</p> <p>Транспортные средства обработаны и подготовлены в соответствии с законодательством Японии.</p> <p>Means of transportation are treated and prepared in accordance with Japanese laws and regulations.</p>

日付 / Дата / Date

印鑑 / Печать / Official stamp

署名者及び署名者の役職 / Ф.И.О. и должность / Name of signatory and his/her title

署名/подпись/Signature _____

(証明書に関する注意事項)

- (1) 用紙は別途指定するものを使用すること
- (2) 証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること
- (3) 「経由国」については、ない場合は「N/A」と記入のこと
- (4) 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること
- (5) 「主原料の原産地」については、次のように記載すること
 - ロシア向け輸出水産食品の主原料が、日本領海で漁獲又は養殖された場合及び日本船籍船が日本の排他的経済水域、外国の経済水域又は公海で漁獲を行った場合、「日本産」と記入
 - ロシア向け輸出水産食品の主原料が、輸入品である場合、当該輸入元国・地域名を「 産」と記入。併せて、「主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号」を可能な限り記載すること
- (6) 「行政単位」については、ロシア向け輸出水産食品が「未加工品」の場合はその由来地として漁船の水揚げ港の所在都道府県名を、「加工品」の場合は当該製品の加工を行った登録施設の所在都道府県名を記載すること
- (7) 「製造年月日」については、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、証明書への記載は「 月 日から 月 日まで」でも差し支えない

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿
(魚病検査機関の認定申請の場合は消費・安全局長のみ)

申請機関名

所在地

代表者

印

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関
(又は魚病検査機関)の認定申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関(又は魚病検査機関)として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式9)

食安発第 号
消安第 号
水漁第 号
年 月 日

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

農林水産省消費・安全局長 印

水産庁長官 印
(魚病検査機関の認定書の場合は消費・安全局長のみ)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関
(又は魚病検査機関)の認定書

下記機関を、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関(又は魚病検査機関)として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式10)
年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名
所在地
代表者

印

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関（又は魚病検査機関）の
認定事項変更申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 11)
年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名
所在地
代表者

印

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関
(又は魚病検査機関)の認定取消申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関(又は魚病検査機関)として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号